

3 国内発生早期

対策分野	対 策 等
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び北海道等の要請に応じ適宜協力します。 ・ 緊急事態宣言がされていない場合でも、必要に応じ特措法によらない任意の市対策本部を設置します。 <p>【緊急事態宣言がされた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかに市対策本部を設置します。
(2) 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンター等の体制充実と強化を図ります。 ・ 市民等への情報提供にあたり、国や北海道が発信する情報や近隣市町等の情報を入手し、各関係機関と連携して対応します。
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き市民等へ基本的な感染対策と自分の発症を疑う場合の相談窓口について、普及と理解促進を図ります。 ・ 国や北海道の要請に応じ濃厚接触者対策に協力します。 <p>また、市内の状況に応じ国や北海道へ感染対策の実施を要請します。</p>
(4) 予防接種	<p>【緊急事態宣言がされていない場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、市は、供給が可能になり次第関係者の協力を得て予防接種法第6条第3項に規定する接種として住民接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始します。 ・ 市は、接種の実施に当たり、国及び北海道と連携して保健センターや学校など公的な施設を活用するか医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として当該市区域内に居住する者を対象に集団的接種を行います。 <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、市民に対する予防接種については、緊急事態宣言による基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施します。
(5) 住民の生活及び地域経済の安定の確保	<p>【緊急事態宣言がされていない場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への支援を行います。 ・ 住民に対する食料品等の確保、配分・配布等を実施し、その他必要と思われる住民支援を行います。 ・ 死亡者の増加に伴い、円滑な埋火葬体制の準備を開始します。 <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水の安定供給について必要な措置を講じます。 ・ 生活関連物資等の価格の安定等について必要に応じ北海道と連携して必要な措置を講じます。